

ごうぎん一括データ伝送サービス利用規定

1. (取扱方法)

- (1) ごうぎん一括データ伝送サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に際しては、本人確認に必要なコード（パスワード・ファイルアクセスキー・センター確認コード）、データの送・受信に必要な事項等を「ごうぎん一括データ伝送サービス利用申込書」（以下これを「申込書」といいます）により、届出るものとします。
- (2) 本サービスの取扱に関するデータの仕様は、当行所定のものとします。

2. (本人確認)

- (1) 本サービスの利用に際しては、当行で受信した本人確認のためのコードが、あらかじめ届出のコードまたは当行所定のコードと一致したときは、当行は送信者を契約者本人と認めデータの受信を行います。
- (2) 当行が上記(1)によりデータの受信を行ったうえは、本人確認のためのコードの盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

3. (データ処理)

- (1) 当行は、上記2.により受信したデータにもとづき振込・振替・納付に関する処理を行います。
- (2) 当行へのデータ送信の際には、あらかじめ「おなまえ、データの種類、指定日、合計件数、合計金額、取扱担当者」等を記載したデータ送信確認票を、ファクシミリ等により当行指定の場所に送付してください。
- (3) 当行がデータを受信した後においては、データの取消・変更は行わないものとします。

4. (障害時の取扱等)

通信回線の障害、機器障害その他の事情により伝送すべき日時までに伝送できなかった場合、または当行が受信したデータに瑕疵がある場合には、ご指定どおりの処理ができない場合があります。

5. (機密保持)

本サービス利用により知り得た情報およびその他一切の事項について第三者に漏洩してはならないものとします。

6. (取扱手数料)

- (1) 本サービス利用に関する取扱手数料は、当行所定の料率と計算方法により1か月分（消費税を含みます）を後払いの方法で、毎月当行所定の日にお支払いください。

- (2) 取扱手数料の支払方法は、預金口座振替の方法によるものとします。この場合、支払指定口座からの引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

7. (届出事項の変更)

本サービスの届出事項を変更する場合は、直ちに当行所定の申込書により届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (損害負担等)

本サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力または通信回線の障害その他当行の責に帰することのできない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (協議事項)

本規定で定めた事項以外の取扱を行う場合は、別途協議して当該取扱方法等を定めるものとします。

10. (解約・サービスの停止)

- (1) 本サービスの利用は、当事者の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は申込書によるものとします。
- (2) 本サービスの利用が6か月以上の期間にわたり行われなかった場合、当行はその取扱を中止することがあります。

以 上

総合振込データ伝送サービス利用規定

1. (委託業務)

「ごうぎん一括データ伝送サービス利用申込書」(以下これを「申込書」といいます)の申込者(以下「依頼人」といいます)が、依頼人の取引先への振込事務を当行に委託する場合、申込書により委託内容を届出るものとします。

2. (振込先金融機関の範囲)

振込先金融機関の範囲は、当行の国内本支店ならびに当行が取組可能な金融機関の国内本支店とします。

3. (指定口座の確認)

当行に振込を依頼するに当たっては、あらかじめ取引先の指定口座の確認を行ってください。

4. (振込依頼)

振込依頼は、申込書記載の日時まで当行に対し、データ伝送により行ってください。

5. (資金決済)

- (1) 振込依頼明細にもとづく振込資金は、申込書記載の日までに当行へ交付してください。
- (2) 振込資金を預金口座振替の方法による場合は、申込書記載の日に指定の口座から自動的に引落します。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

6. (振込処理)

- (1) 当行は、依頼人からデータ伝送された振込依頼明細にもとづき、振込指定日に振込手続を行います。
- (2) 当行は、振込資金が決済日に指定口座の残高不足（当座貸越を利用できる限度額を含みます）等により交付がない場合、振込手続を中止することがあります。また、これにより生じた損害については責任を負いません。

7. (手数料)

- (1) 振込事務取扱に関する手数料は、当行所定の手数料（消費税を含みます）を支払ってください。
- (2) 手数料を預金口座振替の方法で支払う場合は、前記5. (2)に準じ、支払指定口座から自動引落しするものとします。

8. (届出事項の変更等)

振込事務の取扱に関し、届出事項につき変更等ある場合には、当行所定の申込書により届出ください。

以 上

給与振込データ伝送サービス利用規定

1. (委託事務)

「ごうぎん一括データ伝送サービス利用申込書」（以下これを「申込書」といいます）の申込者（以下「支給者」といいます）が、支給者の役員または従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます）を受給者が指定する預

金口座への振込事務を当行に委託する場合、申込書により委託内容を届出るものとします。

2. (取扱店と振込指定口座)

受給者が、給与の振込を指定する取扱店は、当行の国内本支店ならびに当行が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座は本人名義の普通預金または当座預金とします。

3. (指定口座の確認)

支給者は、給与振込を行う受給者について、あらかじめ受給者の指定口座の確認を行ってください。

4. (振込依頼)

支給者は当行に対し、申込書記載の日時までにデータ伝送により振込依頼を行ってください。

5. (資金決済)

- (1) 振込依頼明細にもとづく振込資金は、申込書記載の日までに当行へ交付してください。
- (2) 振込資金を預金口座振替の方法による場合は、申込書記載の日に指定の口座から自動的に引落します。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

6. (振込処理)

- (1) 当行は、依頼人からデータ伝送された振込依頼明細にもとづき、振込指定日に振込手続を行います。
- (2) 当行は、振込資金が決済日に指定口座の残高不足（当座貸越を利用できる限度額を含みます）等により交付がない場合、振込手続を中止することがあります。また、これにより生じた損害については責任を負いません。

7. (入金通知)

当行は、受給者に対し給与振込の入金についての通知を行いません。

8. (支払開始時期)

受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

9. (手数料)

- (1) 給与振込事務取扱に関する手数料は、当行所定の手数料（消費税を含みます）を支払って

ください。

- (2) 手数料を預金口座振替の方法で支払う場合は、前記5.(2)に準じ、支払指定口座から自動引落しするものとします。

10. (届出事項の変更等)

給与振込事務の取扱に関し、届出事項につき変更等ある場合には、当行所定の申込書により届出ください。

以 上

地方税一括納付（個人地方税型）データ伝送サービス利用規定

1. (委託事務)

「ごうぎん一括データ伝送サービス利用申込書」（以下これを「申込書」といいます）の申込者（以下「委託者」といいます）が、委託者の従業員にかかる都道府県民税および市区町村民税（以下「地方税」といいます）を特別徴収し、その納付事務を当行に委託する場合、申込書により委託内容を届出するものとします。

2. (納付依頼)

委託者は、毎月特別徴収の方法で徴収した委託者の従業員の地方税の明細を、申込書に記載した日時までに当行にデータ伝送してください。

3. (資金決済)

- (1) 納付依頼明細にもとづく納付資金は、申込書記載の日までに当行へ交付してください。
- (2) 納付資金を預金口座振替の方法による場合は、申込書記載の日に指定の口座から自動的に引落します。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、納税準備預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

4. (納付事務)

- (1) 納付指定日は毎月10日とします。ただし、当日が銀行休業日の場合は、翌営業日とします。
- (2) 当行は、委託者からデータ伝送された納付依頼明細にもとづき、納付指定日に納付手続を行います。
- (3) 当行は、納付資金が決済日に指定口座の残高不足（当座貸越を利用できる限度額を含みます）等により交付がない場合、納付手続を中止することがあります。また、これにより生じた損害については責任を負いません。

5. (納付結果の返却)

当行は、前記4. により納付手続を行った後、地方税の領収書等を作成のうえ委託者あて返却します。

6. (手数料)

- (1) 地方税納付事務に関する取扱手数料は、当行所定の手数料（消費税を含みます）を支払ってください。
- (2) 取扱手数料を預金口座振替の方法で支払う場合は、前記3. (2)に準じ、支払指定口座から自動引落しするものとします。ただし、納税準備預金は除きます。

7. (届出事項の変更等)

地方税納付事務の取扱に関し、届出事項につき変更等ある場合には、当行所定の申込書により届出ください。

以 上

預 770 (2023.10 制)